

事務事業評価資料

施策名	きめ細かな雇用就業支援		所管部局課名	産業労働部政策労働局労政福祉課		
事業名	勤労者相談事業		担当者電話番号	労政企画係 078-362-3360		
事業目的	県下の中小企業等の労働条件、雇用など労働関係の諸問題に関する相談に幅広く応じ、勤労者が安心して働きやすい環境を構築する。					
事業内容	勤労者相談の実施 合同・出張相談会の実施 相談員に対する研修会の実施			事業開始年度	昭和31年度	
事業に要するコスト	区分	平成20年度決算額		平成21年度当初予算額		平成22年度当初予算額
	事業費	(6,254 千円) 6,254 千円		(6,568 千円) 6,568 千円		(6,563 千円) 6,563 千円
	人件費	1,694 千円	従事人員 0.2人	1,672 千円	従事人員 0.2人	1,641 千円 従事人員 0.2人
	総コスト (+)	7,948 千円	従事人員 0.2人	8,240 千円	従事人員 0.2人	8,204 千円 従事人員 0.2人
事業の目標	勤労者相談の実施 ・年間2,000件程度の相談ニーズがあるが、本来、解雇など労使間のトラブルが生じないことが望ましいことから、目標値設定にはなじまない。			[目標設定理由] -		
	合同・出張相談会の実施 ・1県民局(神戸県民局を除く)あたり年4回の開催を予定しているが、面談相談のニーズなど各地域での実情に応じて実施することとしているため、目標値設定にはなじまない。			[目標設定理由] -		
評価結果	必要性	・勤労者相談は、勤労者から年間2,000件程度の相談ニーズがある。 ・昨今の経済雇用情勢の悪化により賃金の未払いや解雇に関する相談が多数あり、また、労働環境の変化により非正規社員からの相談比率が増加するなど、労働問題は複雑化・多様化しており、専門家による相談対応の必要がある。				
	有効性	・年間2,000件程度の相談ニーズがあり、制度としての有効性を保っている。				
	効率性	・各県民局における労働相談を廃止し、平成20年度から地域における電話相談は県民総合相談センター(神戸市)で一括して対応することとしており、効率的に実施している。				
	民間・市町との役割分担	・勤労者福祉の観点から、県民のセーフティネットとして県内全域を対象として県が実施している。 ・各地域における県民の面談ニーズに対応するため、「合同・出張相談会」を地元市町や関係機関と連携して実施している。				
	受益と負担の適正化	・県民総合相談センターにはフリーダイヤルを設置しており、勤労者向けセーフティネットとしての事業の趣旨から、相談者にとって負担とならないように配慮している。				
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 凍結(休止)	実施手法の見直し 延長 終期設定	
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更 事務改善 その他
説明	平成20年度から相談窓口を県民総合相談センターに一本化しており、効率的に相談業務を運営している。 経済雇用情勢が悪化する中、勤労者の労働条件は厳しさを増しており、勤労者からの相談ニーズは依然として高いことから、引き続いて実施する。					